



各 位

平成 26 年 1 月 7 日

会 社 名 三菱自動車工業株式会社
代表者名 取締役社長 益 子 修
コード番号 7211 東証第 1 部
問合せ先 常務執行役員 経営企画本部長
黒井義博
(Tel. 03-6852-4206)

「新株式発行及び株式売出し」並びに 「資本金及び資本準備金の額の減少」に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 1 月 7 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、同決議に伴い、平成 25 年 12 月 26 日に公表いたしました「「資本金及び資本準備金の額の減少」に関するお知らせ」に関し一部確定した事項がありますので、併せてお知らせいたします。

【新株式発行による本資金調達背景と目的】

当社は、平成 25 年 11 月 6 日に、当社普通株式の公募増資の実施、その発行手取金を原資とした当社優先株式の取得等の諸施策を通じ、当社優先株式の全量処理と普通株主様への復配を実現することにより、再生企業からの脱却を図り新たな成長ステージへと歩みを進めることを目的とした「三菱自動車 資本再構築プラン」（以下「本プラン」という。）を公表いたしました。

これに基づき、当社は、平成 25 年 12 月 26 日開催の臨時株主総会並びに普通株式、第 1 回 A 種及び第 1 回乃至第 4 回 G 種優先株式に係る各種類株主総会での承認を経て、本プランの実施に必要な資本政策上の環境を整備しました。かかる状況のもと、本プランの実行意義である当社優先株式の全量処理の実現を目指し、今般、本プランに従い、当社普通株式の公募増資を実施することといたしました。

当社は、本プランの実施により、将来における優先株式の普通株式への転換による希薄化が生じる不確実性を排除するとともに、普通株式に対する復配を実現し、もって、継続的な株主還元と当社の持続的成長を支える経営基盤を確立することを目指します。

なお、当社は、平成 25 年 11 月 6 日付で関東財務局長に提出した発行登録書に係る募集として、下記「I. 1. 公募による新株式発行」に記載の国内一般募集を行うこととし、当該国内一般募集について訂正発行登録書を、下記「I. 1. 公募による新株式発行」に記載の海外募集については臨時報告書を、下記「I. 3. 第三者割当による新株式発行」に記載の第三者割当による新株式発行については有価証券届出書をそれぞれ本日付で提出しております。

ご注意： この記者発表文は、三菱自動車工業株式会社（以下「当社」という。）の新株式発行及び株式売出し並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

記

I. 新株式発行及び株式売出しについて

1. 公募による新株式発行

- (1) 募集株式の種類及び数 下記①乃至③の合計による当社普通株式 217,750,000 株
①下記(4)①に記載の国内一般募集における国内引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 157,500,000 株
②下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 52,500,000 株
③下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 7,750,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 26 年 1 月 22 日(水)から平成 26 年 1 月 24 日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 国内及び海外における同時募集とする。
① 国内一般募集
国内における募集(以下「国内一般募集」という。)は一般募集とし、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、野村證券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社を共同主幹事会社とする引受人(以下「国内引受会社」という。)に全株式を買取引受けさせる。当社普通株式を取得し得る投資家のうち個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び野村證券株式会社が共同で行い、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、野村證券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社が共同で行う。
② 海外募集
海外における募集(以下「海外募集」という。)は海外市場(ただし、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144A に従った適格機関投資家に対する販売に限る。)における募集とし、Morgan Stanley & Co. International plc、Merrill Lynch International 及び Nomura International plc を共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする引受人(以下「海外引受会社」という。)に海外募集分の全株式を総額個別買取引受けさせる。また、海外引受会社に対して上記(1)③に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。
なお、上記①及び②に記載の各募集に係る株式数については、国内一般募集 157,500,000 株及び海外募集 60,250,000 株(上記(1)②に記載の海外引受会社の買取引受けの対象株式 52,500,000 株及び上記(1)③に記載の海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式 7,750,000 株)を目処に募集を行うが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。

ご注意： この記者発表文は、三菱自動車工業株式会社(以下「当社」という。)の新株式発行及び株式売出し並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書(作成された場合)及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

上記①及び②に記載の各募集における発行価格(募集価格。上記(2)に記載の払込金額である。)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90～1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。

国内一般募集、海外募集及び下記「2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社、野村證券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社とする。

- (5) 申 込 期 間 (国 内) 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 払 込 期 日 平成26年1月29日(水)から平成26年1月31日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役社長 益子 修に一任する。

2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(下記<ご参考>1. を参照のこと。)

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 23,250,000株
なお、売出株式数は上限を示したものであり、国内一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は公募による新株式発行における発行価格(募集価格)と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から23,250,000株を上限として借入れる当社普通株式の国内における売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 国内一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 国内一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役社長 益子 修に一任する。
- (9) 国内一般募集が中止となる場合、本オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 第三者割当による新株式発行(下記<ご参考>1. を参照のこと。)

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 23,250,000株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は国内一般募集における払込金額と同一とする。

ご注意： この記者発表文は、三菱自動車工業株式会社(以下「当社」という。)の新株式発行及び株式売出し並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書(作成された場合)及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 平成26年2月24日(月)
(申 込 期 日)
- (6) 払 込 期 日 平成26年2月25日(火)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間(申込期日)内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役社長 益子 修に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、国内一般募集が中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止する。

II. 資本金及び資本準備金の額の減少について（開示事項の経過）

当社は、本プランに基づき当社優先株式の取得を行うにあたって会社法上必要となる分配可能額を確保することを目的として、上記「I. 1. 公募による新株式発行」に記載の国内一般募集及び海外募集（以下「本公募増資」と総称する。）並びに上記「I. 3. 第三者割当による新株式発行」に記載の第三者割当による新株式発行（以下「本第三者割当増資」といい、本公募増資と併せて「本増資」と総称する。）によりそれぞれ増加する資本金及び資本準備金の額と同額で、それぞれ資本金及び資本準備金の額を減少させることを予定しており（以下、本公募増資により増加する資本金及び資本準備金の額の減少を「本公募増資に係る資本金等の額の減少」、本第三者割当増資により増加する資本金及び資本準備金の額の減少を「本第三者割当増資に係る資本金等の額の減少」といい、両者を併せて「本資本金等の額の減少」と総称する。）、本資本金等の額の減少について、いずれも、平成25年12月26日開催の当社取締役会において決議しておりました（詳細は、平成25年12月26日付けプレスリリース「資本金及び資本準備金の額の減少」に関するお知らせ）をご参照下さい。）が、本増資に係る当社取締役会決議に伴い、資本金及び資本準備金の額の減少の日程について一部確定しましたので、お知らせいたします。その他の事項については、同プレスリリースに記載された内容から変更はありません。

資本金及び資本準備金の額の減少の日程（予定）

平成25年12月26日(木)	取締役会決議
平成25年12月27日(金)	本資本金等の額の減少に係る債権者異議申述公告
平成26年1月27日(月)	本資本金等の額の減少に係る債権者異議申述最終期日
平成26年1月29日(水)から平成26年1月31日(金)までの間のいずれかの日(本公募増資の払込期日と同一の日)	本公募増資に係る資本金等の額の減少の効力発生日
平成26年2月25日(火)	本第三者割当増資に係る資本金等の額の減少の効力発生日

以 上

ご注意： この記者発表文は、三菱自動車工業株式会社（以下「当社」という。）の新株式発行及び株式売出し並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

上記「I. 2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、上記「I. 1. 公募による新株式発行」に記載の国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から23,250,000株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、23,250,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に取得させるために、当社は平成26年1月7日（火）開催の取締役会において、本第三者割当増資を、平成26年2月25日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年2月18日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が本第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行株式数が安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得した株式数を限度として減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が本第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

シンジケートカバー取引及び安定操作取引については、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、野村證券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社と協議の上、これらを行います。

ご注意： この記者発表文は、三菱自動車工業株式会社（以下「当社」という。）の新株式発行及び株式売出し並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数 (平成 25 年 11 月 30 日現在)	普通株式	622, 893, 974 株	
	第 1 回 A 種優先株式	42, 200 株	
	第 1 回 G 種優先株式	130, 000 株	
	第 2 回 G 種優先株式	168, 393 株	
	第 3 回 G 種優先株式	10, 200 株	
	第 4 回 G 種優先株式	30, 000 株	
	合 計	623, 274, 767 株	
公募増資による増加株式数	普通株式	217, 750, 000 株	(注) 1.
公募増資後の発行済株式総数	普通株式	840, 643, 974 株	(注) 1.
	第 1 回 A 種優先株式	42, 200 株	
	第 1 回 G 種優先株式	130, 000 株	
	第 2 回 G 種優先株式	168, 393 株	
	第 3 回 G 種優先株式	10, 200 株	
	第 4 回 G 種優先株式	30, 000 株	
	合 計	841, 024, 767 株	(注) 1.
第三者割当増資による増加株式数	普通株式	23, 250, 000 株	(注) 2.
第三者割当増資後の発行済株式総数	普通株式	863, 893, 974 株	(注) 2.
	第 1 回 A 種優先株式	42, 200 株	(注) 3.
	第 1 回 G 種優先株式	130, 000 株	(注) 3.
	第 2 回 G 種優先株式	168, 393 株	(注) 3.
	第 3 回 G 種優先株式	10, 200 株	(注) 3.
	第 4 回 G 種優先株式	30, 000 株	(注) 3.
	合 計	864, 274, 767 株	(注) 2.、3.

(注) 1. 上記「I. 1. 公募による新株式発行」(1)③に記載の権利全部を海外引受会社が行使した場合の数字です。

2. 上記「I. 3. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対し三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。また、下記<ご参考>「5. その他(2) 潜在株式による希薄化情報」に記載のとおり、本第三者割当増資の払込期日後遅滞なく、優先株式の普通株式への転換が実施されることが予定されているため、本第三者割当増資後の発行済普通株式総数は、変動いたします。仮に、下記<ご参考>「3. 調達資金の使途(1) 今回の調達資金の使途」に記載する株主3社が本増資後に当社の総株主の議決権の数の34%以上35%未満の範囲で直接又は間接に保有することとなるように、その保有する優先株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使した場合には、当該取得請求権の行使により最大で139,229,300株の普通株式が交付され、その場合の当社発行済普通株式総数は最大で1,003,123,274株となる見込みです。

3. 下記<ご参考>「5. その他(2) 潜在株式による希薄化情報」に記載のとおり、本第三者割当増資の払込期日後遅滞なく、優先株式の普通株式への転換及び優先株式の取得・消却が実施されることが予定されているため、各回号の優先株式の本第三者割当増資後の発行済株式総数は、変動いたしますが、現時点では、転換及び取得・消却の対象となる各回号ごとの株式数が確定していないため、上記では、それぞれ平成25年11月30日現在における発行済株式総数を記載しており、上記合計株数は、各回号の優先株式の本第三者割当増資後の発行済株式総数と、本第三者割当増資後の発行済普通株式総

ご注意： この記者発表文は、三菱自動車工業株式会社（以下「当社」という。）の新株式発行及び株式売出し並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

数とを合算したものであります。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

本増資に係る手取概算額合計上限 241,634,340,000 円については、2,100 億円を上限の目途として平成 26 年 3 月末日までに当社優先株式を取得するための資金に充当し、残額が生じた場合には平成 28 年 3 月末日までに当社の設備投資資金の一部に充当する予定であります。

なお、当該設備投資資金は、自動車生産設備に係わる設備投資として主に名古屋製作所及び水島製作所で製造する新型車対応に係わる設備投資資金、合理化投資資金及び維持更新投資資金並びに自動車開発研究設備に係わる設備投資として主に技術センターにおける全世界で生産を行う新型車研究設備投資資金等に充当する予定であります。

上記の当社優先株式を取得するための資金として充当する上限の目途とした金額は、本プレスリリース公表時における概算額であり、実際の充当額は結果としてこれと異なる可能性があります。すなわち、平成 25 年 11 月 6 日付けプレスリリース「三菱自動車 資本再構築プラン」に関するお知らせに記載のとおり、当社は、本第三者割当増資の払込期日後遅滞なく、優先株式の取得を行う予定ですが、これとともに、三菱重工業株式会社（以下「三菱重工業」という。）、三菱商事株式会社（以下「三菱商事」という。）及び株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「三菱東京UFJ銀行」といい、三菱重工業、三菱商事及び三菱東京UFJ銀行を併せて以下「株主3社」という。）は、本第三者割当増資の払込期日後遅滞なく、株主3社が当社の総株主の議決権の数の34%以上35%未満を直接又は間接に保有し、かつ、三菱重工業は当社を引き続き持分法適用関連会社とするように、株主3社の直接又は間接に保有する優先株式の全部又は一部について、転換価額その他当社定款に基づく優先株式の所定の条件に従い普通株式を対価とする取得請求権を行使して、普通株式を取得する予定であり、それら取得請求権行使の対象となる優先株式は、当社による優先株式の取得の対象から除かれることから、当社による取得対象となるのは、それら取得請求権行使の対象となる優先株式以外の優先株式となります。当社による取得対象となる優先株式の種類及び数は、国内一般募集、海外募集及び本第三者割当増資における最終的な発行数及び払込金額の総額の合計額、取得請求権の転換価額並びに株主3社がそれぞれ有する優先株式のうち取得請求権の行使の対象となるものの種類及び数（株式譲渡及び匿名組合出資の後に取得請求権の行使の対象となるものの種類及び数を含みます。）等によって変動するため、実際に優先株式の取得資金として充当する金額もこれらにより影響を受けます。

なお、当社グループの設備投資計画のうち、上記の設備投資に関する計画は、平成 26 年 1 月 7 日現在、以下のとおりであります。

ご注意： この記者発表文は、三菱自動車工業株式会社（以下「当社」という。）の新株式発行及び株式売出し並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

重要な設備の新設等

会社名	セグメントの名称	設備投資の内容	投資予定額 (百万円)	設備投資の実施 予定時期	資金調達方法
当社	自動車	自動車生産設備 他	82,742	平成26年1月 ～ 平成28年3月	自己資金、 借入金及 び増資資 金等
		自動車開発研究設備 他	15,838	平成26年1月 ～ 平成28年3月	
		自動車販売拠点設備 他	4,573	平成26年1月 ～ 平成28年3月	
		その他	11,646	平成26年1月 ～ 平成28年3月	
	計	114,799			

(注) 上記金額は消費税等を含まない。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

本プラン実施により当社資本を優先株式から普通株式に入れ替えることができ、中長期的な業績や企業価値の向上を図ることにより、今後の成長戦略から得られる利益を普通株主の皆様へ還元することを目指して参ります。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして考えており、キャッシュ・フローと業績を総合的に考慮し、株主の皆様へ成果の配分を安定的に維持することを基本方針としております。

当社は、復配の実現を目的とした本プランの遂行により、平成25年度(平成26年3月期)末を基準日とする普通株式配当を行う方針です。なお、具体的な配当水準につきましては、本プラン実施完了後の優先株式の処理結果及び平成25年度(平成26年3月期)の業績動向・投資計画等を総合的に勘案のうえ、今後決定してまいります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

事業年度における配当回数については、中間配当と期末配当の年2回の配当を行うことを基本方針としております。これらの配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

ご注意： この記者発表文は、三菱自動車工業株式会社（以下「当社」という。）の新株式発行及び株式売出し並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(3) 内部留保資金の使途

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
1株当たり連結当期純利益	2.82円	4.32円	6.61円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
実績連結配当性向	－%	－%	－%
自己資本連結当期純利益率	6.7%	9.7%	12.7%
連結純資産配当率	－%	－%	－%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、平成23年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期について、配当を実施していないため記載しておりません。
2. 自己資本連結当期純利益率は、当該決算期間の連結当期純利益を連結貸借対照表の自己資本（純資産合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値であります。
3. 連結純資産配当率は、平成23年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期について、配当を実施していないため記載しておりません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

上記<ご参考>「2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移」に記載のとおり、当社は、第1回A種優先株式、第1回G種優先株式、第2回G種優先株式、第3回G種優先株式及び第4回G種優先株式を発行しており、当該優先株式の株主は、それぞれ当社の定款に定める期間中に、当社に対し、当該優先株式の取得と引換えに当社普通株式の交付を請求することが可能であります。但し、当社、三菱重工業、三菱商事、三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「三菱UFJ信託銀行」という。）との間でそれぞれ締結された平成25年11月6日付け確認書において、平成29年6月末日までの間、本プランにより行う場合を除き、三菱重工業、三菱商事、三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行が、その保有する（三菱重工業については、自ら又は三菱重工業子会社（下記に定義されます。）において保有する）当社優先株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使しないこととされており、当該優先株式が本公募増資後に有効な転換価額（本公募増資の払込みを条件として、本公募増資の払込期日をもって、発行価格等決定日の終値に修正（上限・下限あり（注））されます。）で取得された場合に交付される当社普通株式の総数及び本増資による普通株式発行後の発行済普通株式総数に対する割合（見込み）は、発行価格等決定日に確定する予定です。

本公募増資の払込み及び本資本金等の額の減少が完了した場合、当社、三菱重工業、三菱商事、三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行の間で締結された平成25年11月6日付け資本政策に関する覚書（以下「本覚書」という。）に従い、本第三者割当増資の払込期日後遅滞なく、①当社は、本資本金等の額の減少により減少した額を超えない範囲で、三菱商事、三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行より、第4回G種優先株式、第2回G種優先株式、第3回G種優先株式、第1回A種優先株式、第1回G種優先株式の順に、取得可能な最大数の優先

ご注意： この記者発表文は、三菱自動車工業株式会社（以下「当社」という。）の新株式発行及び株式売出し並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

株式を取得・消却し、三菱商事、三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行は優先株式を当社に譲り渡し、また、②株主3社は、その直接又は間接に保有する優先株式の全部又は一部について普通株式を対価とする取得請求権を行使して、普通株式を取得することにより、株主3社が当社の総株主の議決権の数の34%以上35%未満を直接又は間接に保有し、かつ、三菱重工業は当社を引き続き持分法適用関連会社とする予定です。具体的には、株主3社は、本覚書に従い、その直接保有する優先株式の全部又は一部について普通株式を対価とする取得請求権を行使して普通株式を取得するとともに、三菱重工業は、当社を引き続き持分法適用関連会社とする目的で、本覚書に従い、(1)本第三者割当増資の払込期日後遅滞なく、三菱東京UFJ銀行との間で三菱重工業が三菱東京UFJ銀行の保有する優先株式を譲り受ける株式譲渡契約を締結するとともに、(2)完全子会社（以下「三菱重工業子会社」といいます。）を設立し、本第三者割当増資の払込期日後遅滞なく、三菱重工業子会社を営業者とし三菱商事及び三菱東京UFJ銀行を匿名組合員として、三菱商事及び三菱東京UFJ銀行からそれぞれの保有する優先株式の匿名組合出資を受ける匿名組合契約を締結する予定であり、(3)上記株式譲渡契約及び匿名組合契約に基づき三菱重工業自ら又は三菱重工業子会社が取得する優先株式を、上記②のとおり普通株式に転換する予定です。その結果、三菱重工業は、三菱重工業子会社分を含めて、当社の総株主の議決権の数の20%以上を保有する予定です。また、当社及び三菱重工業は、本覚書に従い、平成25年12月11日に三菱重工業が当社に対して開発・品質面での技術支援を行う旨の技術支援契約を締結しております。

詳細は、平成25年11月6日付けプレスリリース「三菱自動車 資本再構築プラン」に関するお知らせ、及び平成25年12月11日付けプレスリリース「三菱重工業株式会社との間の技術支援契約締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

	本公募増資の実施後における有効な転換価額で取得された場合に交付される当社普通株式の総数	本増資による普通株式発行後の発行済普通株式総数に対する割合（見込み）
第1回A種優先株式	未定	未定
第1回G種優先株式	未定	未定
第2回G種優先株式	未定	未定
第3回G種優先株式	未定	未定
第4回G種優先株式	未定	未定

(注) 上限・下限は、各種類株式についてそれぞれ以下に記載する価額をいう。

	下限転換価額	上限転換価額
第1回A種優先株式	540円	1,080円
第1回G種優先株式	520円	1,050円
第2回G種優先株式	710円	1,430円
第3回G種優先株式	690円	1,390円
第4回G種優先株式	770円	2,580円

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意： この記者発表文は、三菱自動車工業株式会社（以下「当社」という。）の新株式発行及び株式売出し並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始値	128円	103円	95円	98円 □1,405円
高値	134円	107円	128円	226円 □1,418円
安値	82円	88円	66円	91円 □997円
終値	102円	94円	98円	147円 □1,126円
株価収益率	36.17倍	21.76倍	14.84倍	—

- (注) 1. 平成26年3月期の株価については、平成26年1月6日現在で表示しております。
 2. 平成26年3月期の株価の□印は、株式併合(平成25年8月1日付で普通株式につき10株を1株の割合で併合)による権利落後の株価であります。
 3. 株価収益率は、当該決算期末の株価(終値)を当該決算期間の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
 該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

国内一般募集及び海外募集に関連して、当社の優先株式を保有し当社普通株主である、三菱重工業、三菱商事、三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行(以下「ロックアップ対象株主」という。)は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、当該募集に関する引受契約の締結日に始まり、当該締結日から起算して365日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式又は当社のその他の種類の株式の売付等及び当社優先株式に付された当社普通株式を対価とする取得請求権の行使(ただし、本プランに従いロックアップ対象株主により行われる当社優先株式に付された取得請求権の行使、当社優先株式の譲渡及び当社優先株式を出資財産とする匿名組合出資、オーバーアロットメントによる売出しに充てるためにロックアップ対象株主から三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し行われる当社普通株式の貸付、ロックアップ対象株主の特定の子会社が上記引受契約の締結日において保有している当社普通株式のうち2,871,800株を上限とする売付等、ロックアップ対象株主に対し担保として差し入れられている当社普通株式の売付、ロックアップ対象株主が信託勘定において保有する当社普通株式の売付、並びにロックアップ対象株主が委託者となる金銭の信託において保有する当社普通株式の売付等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、国内一般募集及び海外募集に関連して、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式又は当社のその他の種類の株式の発行等(ただし、国内一般募集、海外募集、オーバーアロットメントによる売出し、本第三者割当増資による当社普通株式の発行、株式分割に伴う当社株式の発行及び本プランに従い行われる当社優先株式に付された当社普通株式を対価とする取得請求権の行使に基づく当社普通株式の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

ご注意： この記者発表文は、三菱自動車工業株式会社(以下「当社」という。)の新株式発行及び株式売出し並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書(作成された場合)及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意： この記者発表文は、三菱自動車工業株式会社（以下「当社」という。）の新株式発行及び株式売出し並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。